

川崎町 笑顔の家 利用料金表

- ◆ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受ける場合は、原則としてサービス費(下記表の基本単位 + 各種加減算)の1割、2割又は3割をお支払いいただきます。
- ◆ サービスが介護保険の適用を受けていない部分については、サービスの全額(10割)をお支払いいただくことになります。
- ◆ 災害時等の特別な事情が無く保険料を滞納した場合は、滞納した期間に応じて「給付制限」を受けることとなります。

【(a) 法定外給付】

区 分	利 用 料
食事提供に関する費用	朝食 200円/日 昼食 500円(おやつ代含む)/日 夕食 600円/日
宿泊に要する費用	1,500円/1泊

【(b) 基本単位】

要介護状態 区 分	自 己 負 担 額 / (単位) 円		
	1 ヶ 月 あ た り		
	1 割	2 割	3 割
要 支 援 1	3,450円	6,900円	10,350円
要 支 援 2	6,972円	13,944円	20,916円
要 介 護 1	10,458円	20,916円	31,374円
要 介 護 2	15,370円	30,740円	46,110円
要 介 護 3	22,359円	44,718円	67,077円
要 介 護 4	24,677円	49,354円	74,031円
要 介 護 5	27,209円	54,418円	81,627円

【(c) 加算分】

加 算 内 容	自 己 負 担 額 / (単位) 円	
	1日あたり	1ヶ月あたり
初期加算 (※30日を限度に算定)	1 割	30円/日 900円/月
	2 割	60円/日 1,800円/月
	3 割	90円/日 2,700円/月
	登録日から起算して30日以内の期間及び病院又は診療所に入院後に利用を再開した場合に算定。	

若年性認知症利用者受入加算 (要支援者)	1 割		450 円/月
	2 割		900 円/月
	3 割		1,350 円/月
若年性認知症利用者受入加算 (要介護者)	1 割		800 円/月
	2 割		1,600 円/月
	3 割		2,400 円/月
	若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族に希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。(認知症加算を算定している場合は算定不可)		
認知症加算(Ⅱ) (※要支援者は算定不可) <u>同加算Ⅲ・Ⅳを算定している場合は算定負荷</u>	1 割		890 円/月
	2 割		1,780 円/月
	3 割		2,670 円/月
	認知症加算(Ⅲ)の条件に加え、認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導・研修等の実施を評価する加算。		
認知症加算(Ⅲ) (※要支援者は算定不可) <u>同加算Ⅱ・Ⅳを算定している場合は算定負荷</u>	1 割		760 円/月
	2 割		1,520 円/月
	3 割		2,280 円/月
	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(認知症日常生活自立度のランクⅢ以上)の方に対してサービスを提供した場合に算定。		
認知症加算(Ⅳ) (※要支援者は算定不可) <u>同加算Ⅱ・Ⅲを算定している場合は算定負荷</u>	1 割		460 円/月
	2 割		920 円/月
	3 割		1,380 円/月
	要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症(認知症日常生活自立度のランクⅡに該当する)の方に対してサービスを提供した場合に算定。		
看護職員配置加算(Ⅰ) (※要支援者は算定不可) <u>同加算Ⅱ・Ⅲを算定している場合は算定負荷</u>	1 割		900 円/月
	2 割		1,800 円/月
	3 割		2,700 円/月
	常勤且つ専従の看護師を1名以上配置している場合に加算。		

看護職員配置加算（Ⅱ） （※要支援者は算定不可） <u>同加算Ⅰ・Ⅲを算定している場合は算定負荷</u>	1 割		700 円/月
	2 割		1,400 円/月
	3 割		2,100 円/月
	常勤且つ専従の准看護師を1名以上配置している場合に加算。		
看護職員配置加算（Ⅲ） （※要支援者は算定不可） <u>同加算Ⅰ・Ⅱを算定している場合は算定負荷</u>	1 割		480 円/月
	2 割		960 円/月
	3 割		1,440 円/月
	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合に加算。		
訪問体制強化加算 （※要支援者は算定不可）	1 割		1,000 円/月
	2 割		2,000 円/月
	3 割		3,000 円/月
	登録者の居宅における生活を継続するためのサービス提供体制を強化した場合に加算。		
総合マネジメント体制強化加算 （Ⅰ）	1 割		1,200 円/月
	2 割		2,400 円/月
	3 割		3,600 円/月
	多職種及び地域との連携や環境に合わせた計画の見直しを評価し、サービスの質を継続的に管理した場合に加算。		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月分の総単位数※特定処遇改善加算を含めない）に10.2%を乗じた単位数で算定します。		左記の加算は、制度改正により、令和6年5月31日に終了し、新加算へ移行します。
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月分の総単位数※処遇改善加算を含めない）に1.2%を乗じた単位数で算定します。		
介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月分の総単位数※処遇改善加算及び特定処遇改善加算を含めない）に1.2%を乗じた単位数で算定します。		

<p>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） （新）</p>	<p>介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に14.6%を乗じた単位数で算定します。</p>	<p>左記の加算は、制度改正により、令和6年6月1日より施行します。</p>
-------------------------------	--	--

（例：要介護1、負担割合1割の方で連泊した場合）※31日計算、医療費・おむつ代等は含みません。

$$(a) 86,800 \text{ 円} + (b) 10,458 \text{ 円} + (c) 7,131 \text{ 円} = \underline{\underline{\text{約 } 104,389 \text{ 円/月}}}$$

※1 上記の金額は算定する加算により変動する場合があります。

※2 定額の特別プランも御座います。利用料金については、個別にご相談ください。